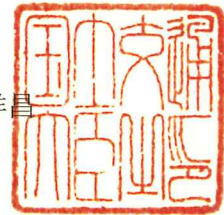


認 定 書

国 住 参 建 第 6 9 3 号
令和 7 年 6 月 3 0 日

株式会社タニタハウジングウェア
代表取締役社長 谷田 泰 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PC030BE-3244-2(2)
2. 認定をした構造方法等の名称
人造鉱物繊維断熱材充てん／鋼板・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕表張／せっこうボード・内装下地材〔木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕裏張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。